

島田市自治会インターネット接続サービス等利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、効率的な情報伝達方法の構築及び事務の効率化に取り組むために電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）と契約を締結し、インターネットに接続する環境を整備した自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、町又は字の区域その他市内の一定の区域においてその区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された団体で自治会と称するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、自治会が電気通信事業者に支払うインターネット接続に係るプロバイダ料金及び通信回線使用料（以下「インターネット接続サービス利用料」という。）並びにコンピュータウイルス対策に要する経費とする。

(補助金の率及び限度額)

第4条 補助金額は、インターネット接続等サービス利用料の月額に12（電気通信事業者と契約を締結した初年度にあつては、契約初月から当該年度の3月分までの月数）を乗じて得た額にコンピュータウイルス対策に要する経費を加算して得た額に3分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とする。

2 補助金の算定の基礎となるインターネット接続等サービス利用料の月額は、当該年度の4月分の額（電気通信事業者と契約を締結した初年度にあつては、契約初月分の額）とする。

3 前項の規定にかかわらず、年度の途中においてインターネット接続等サービス利用料の月額に変更があったときは、変更後の額を当該変更のあった月以後の補助金の算定の基礎とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、インターネット接続サービス等利用料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 当該年度4月分のインターネット接続等サービス利用料の額が分かる書類の写し

(2) 当該年度分のコンピュータウイルス対策に要する経費の額が分かる書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、インターネット接続サービス等利用料補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請し、及び実績を報告した自治会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の確定を受けた自治会が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。